

保健所から

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

2024 (令和6) 年国民生活基礎調査の実施について

このたび、皆さまが管理居住されている建物にお住まいの世帯に、「2024(令和6)年国民生活基礎調査」を実施することになりました。

4月の中旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようお願いいたします。

調査員は、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

この調査は「統計法」に基づいて実施する国の重要な調査です。

この調査は、国勢調査などと同様に、「統計法」に基づく基幹統計調査として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つです。厚生労働省が都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて、1986(昭和61)年から実施しており、今年は全国で約5万5千世帯が調査の対象となっています。

調査を円滑に行うため、統計法(平成19年法律第53号)第30条(協力の要請)に基づいて、地方公務員である調査員の建物内への立入り等についてマンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまにご協力をお願いいたします。

調査の対象となった世帯には、統計法第13条により調査への報告義務が課せられており、これを拒んだ場合には、第61条により罰則も定められています。

また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、第60条により妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。

(裏面もご参照ください)

▼ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします

国民生活基礎調査コールセンター



0120-122-006

受付時間：4月22日～調査期間中 午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用になれます)

▶ 参考 1 2024(令和6)年国民生活基礎調査の調査日程

調査の 日程

調査員が、
直接各世帯を
訪問します。

① 4月22日頃～

- ・調査員が、管理員等の皆様にご挨拶に伺います。
- ・「調査の実施についてのお知らせ」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。

② 4月下旬

- 「調査票の配付予定とご準備のお願い」を各世帯にお配りし、世帯の人数などをお尋ねします。

③ 6月6日の前後1～2週間程度の間

- 「調査票【世帯票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

④ 7月11日の前後1～2週間程度の間

- 「調査票【所得票】」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③の【世帯票】調査を実施した世帯のうち、一部の世帯について④【所得票】の調査を実施します。

▶ 参考 2 「統計法」(抄)(平成19年法律第53号)

(基幹統計調査の承認)

第9条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

(報告義務)

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

(協力の要請)

第30条 行政機関の長は、(中略)基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において「被要請者」という。)に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

(罰則)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第13条に規定する基幹統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(後略)